

第24回河川クリーン大作戦ボランティア募集

今年も河川クリーン大作戦を行います。みんなで木曽川に落ちているゴミを拾い、木曽川の環境を守りませんか？多くの方の参加をお願いします。

【日時】 10月22日(日) 午前8時から2時間程度
※雨天等により中止とする場合は、広報でお知らせします。

【集合場所】 役場南の木曽川堤防

【清掃場所】 木曽川堤防

【受付】 集合場所で行います。

【その他】 ゴミ袋は町が用意します。軍手、タオル等については各自で用意してください。

問い合わせ先：産業建設課 ☎66-2408



加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会

加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会(通称:かも丸ネット)では、美濃加茂市、加茂郡内の医療・介護・福祉に係わる専門職が連携を深め、住民の方々が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、活動しています。

人生会議を知ろう 令和5年度在宅医療・介護連携普及啓発講演会

あなたと家族の人生会議

～住み慣れた地域で暮らし続けるために～

11/26

14:00～15:10 (開場13:00)

入場無料

八百津ファミリーセンター大研修室
(八百津町八百津3827番地1)

講師：mottoひょうご事務局長 栗木 剛 先生



加茂管内の高齢者介護予防教室やボランティア講座でおなじみの栗木先生に「人生会議」という今までにないテーマで「飽きさせないお話」を語っていただきます。

『人生のゴール間近の期間に、どのような医療・介護を受けたいか、または受けたくないか。医療と介護の関係者の意見も参考に「わたしはこんなふうに過ごしたい」という気持ちをご家族や親しい方と話しておくこと』を言います。

一緒に考えましょう

どこで、誰と、どんなふうに
過ごしたいか？
人生の最期にどんな
医療・介護を受けたいか？



人生会議で決心した気持ちは日々変わっていくものなので、何度でも繰り返し話してみましよう！

申込期限：11月17日(金) 主催：加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会

問い合わせ・申込先：坂祝町地域包括支援センター ☎25-7575



坂祝冬花火「中止」します

昨年度実施した坂祝冬花火では、中学校校舎屋上の防水シートが火の粉の影響で破損し、校内に雨水が漏水しました。このため、中学校での花火の打ち上げには、学校に大きな損傷を与えるリスクがありますので、坂祝冬花火の開催を中止します。

楽しみにしておられた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解をお願いいたします。



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権問題について、人権擁護委員会を中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料(ただし、通話料は相談者の負担となります。)、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

【日時】

11月15日(水)から21日(火)までの7日間
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで
土曜日・日曜日は、午前10時から午後5時まで
(平日は岐阜地方法務局人権擁護課に、土曜日・日曜日は名古屋法務局につながります。)

【受付電話番号】

☎0570-070-810

【相談担当者】

人権擁護委員、法務局職員

【その他】

「女性の人権ホットライン」の相談ダイヤルは、上記強化週間以外も開設しており、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。また、パソコン、携帯電話、スマートフォンからも人権相談を受け付けています。
(URL: <http://www.jinken.go.jp/>)



「マナーの悪いごみ集積所」汚名返上に向けて!!

大針消防詰所の裏にある可燃・不燃ごみ集積所では、商店や飲食店など事業活動によって出たと思われる可燃・不燃ごみ、指定ごみ袋以外の袋に入れられたごみ、乾電池や電球などが混ざった分別されていないごみの投棄が多く、地域の方々は悩まされています。

8月末にこのごみ集積所に防犯カメラが設置されました。今後はマナーを守ったごみ集積所になることを期待します。これからも不法投棄に対しては警察に連絡し、厳正に対処していきます。ご協力をお願いします。



坂祝町高等学校就学準備等支援金のご案内

家庭においてお子様の中学校卒業後の進路を検討するにあたって、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図るため、「中学校3年生の生徒の保護者等に対し、対象生徒1人当たり3万円」を支給します。

【支給の対象となる生徒】

平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれで、9月30日現在で坂祝町内に住民登録がある生徒

【支給対象者】

対象生徒を監護し生計を同じくする保護者(原則、父母または同居の祖父母)
※その他、対象生徒が委託された里親・ファミリーホーム事業者、対象生徒が入所している児童養護施設等の設置者も支給対象となる場合があります。

【支援金の額】

生徒1人につき、3万円を支給

【支給手続について】

対象者に対し、10月下旬に支援金のご案内・申請書等を送付します。
申請受付は令和5年11月からの予定です。

【提出、返送先】

坂祝町教育委員会こども課(中央公民館内)

問い合わせ先:

こども課(中央公民館内) ☎66-2410